

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第54号

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第1条 鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(93) 略 (93の2) 前号の許可を受けた者の地位の承継に係る温泉法第6条第1項又は第7条第1項の規定に基づく承認 1件につき <u>7,500円</u> (93の3)及び(94) 略 (94の2) 前号の許可を受けた者の地位の承継に係る温泉法第11条第2項において準用する同法第6条第1項又は第7条第1項の規定に基づく承認 1件につき <u>7,500円</u> (94の3)及び(94の4) 略 (94の5) 前号の許可を受けた者の地位の承継に係る温泉法第14条の3第1項又は第14条の4第1項の規定に基づく承認 1件につき <u>7,500円</u> (94の6)～(95) 略 (95の2) 前号の許可を受けた者の地位の承継に係る温泉法第16条第1項又は第17条第1項の規定に基づく承認 1件につき <u>7,500円</u> (95の3)～(204) 略 (205) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第14条第2項の規定に基づく認定(地鶏肉、有機農産物及び有機加工食品(有機畜産物加工食品を除く。)に係るものに限る。次号において同じ。) 1件につき <u>26,000円</u> (205の2) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第15条第1項の規定に基づく認定	(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(93) 略 (93の2) 前号の許可を受けた者の地位の承継に係る温泉法第6条第1項又は第7条第1項の規定に基づく承認 1件につき <u>7,400円</u> (93の3)及び(94) 略 (94の2) 前号の許可を受けた者の地位の承継に係る温泉法第11条第2項で準用する同法第6条第1項又は第7条第1項の規定に基づく承認 1件につき <u>7,400円</u> (94の3)及び(94の4) 略 (94の5) 前号の許可を受けた者の地位の承継に係る温泉法第14条の3第1項又は第14条の4第1項の規定に基づく承認 1件につき <u>7,400円</u> (94の6)～(95) 略 (95の2) 前号の許可を受けた者の地位の承継に係る温泉法第16条第1項又は第17条第1項の規定に基づく承認 1件につき <u>7,400円</u> (95の3)～(204) 略 (205) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第14条第2項の規定に基づく認定(地鶏肉、有機農産物及び有機加工食品(有機畜産物加工食品を除く。)に係るものに限る。次号において同じ。) 1件につき <u>24,000円</u> (205の2) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第15条第1項の規定に基づく認定

<p>1 件につき <u>20,000円</u></p> <p>(206) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第17条の7第1項の規定により県が定める認定業務規程の規定に基づく調査及び再検査次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 生産行程管理者に係るもの 1 件につき <u>16,000円</u></p> <p>イ 小分け業者に係るもの 1 件につき <u>14,000円</u></p> <p>(207)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>1 件につき <u>19,000円</u></p> <p>(206) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第17条の7第1項の規定により県が定める認定業務規程の規定に基づく調査及び再検査次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 生産行程管理者に係るもの 1 件につき <u>14,000円</u></p> <p>イ 小分け業者に係るもの 1 件につき <u>12,000円</u></p> <p>(207)～(328) 略</p> <p>2 略</p>
--	--

(鳥取県興行場法施行条例の一部改正)

第2条 鳥取県興行場法施行条例(昭和59年鳥取県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第5条 興行場営業の許可の申請に対する審査については、申請1件につき <u>2万210円</u>(仮設の興行場に係るものにあつては、<u>8,000円</u>)の手数料を徴収する。</p>	<p>(手数料)</p> <p>第5条 興行場営業の許可の申請に対する審査については、申請1件につき <u>1万9,830円</u>(仮設の興行場に係るものにあつては、<u>7,270円</u>)の手数料を徴収する。</p>

(鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例(平成16年鳥取県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第20条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該申請その他の行為が行われる際、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 第4条第1項の規定に基づくふぐ処理師の免許 1件につき <u>2,990円</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 第12条第1項の規定に基づくふぐ取扱い営業の認証 1件につき <u>2,430円</u></p> <p>(6)～(8) 略</p>	<p>(手数料)</p> <p>第20条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該申請その他の行為が行われる際、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 第4条第1項の規定に基づくふぐ処理師の免許 1件につき <u>2,600円</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 第12条第1項の規定に基づくふぐ取扱い営業の認証 1件につき <u>2,170円</u></p> <p>(6)～(8) 略</p>

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。